

令和8年3月13日

八尾駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行)場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
2	八尾(8)102号建物小荷物専用昇降機保守点検ほか2件	陸上自衛隊八尾駐屯地	8.4.1~ 9.3.31	8.3.13	8.3.23 14:00	8.3.23 14:00	防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有しない者であっても、少額随契と同等規模の契約を常時継続的に締結していることを証明できる者、過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者であれば参加可	・総品目総額決定
			以下余白					

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、お問い合わせ先及び提出先

〒581-0043

住所：大阪府八尾市空港1-81

契約機関名(担当)：陸上自衛隊八尾駐屯地第398会計隊八尾派遣隊 (中島)

電話番号(内線)：072-949-5131 (内線:348)

FAX 番号：072-949-5313

メール：メール ma429fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

見積書

件名リスト一連番号	2 (8.3.13)
-----------	--------------

(税抜き)

見積金額¥

品名	規格	単位	数量	単価	金額
1 八尾(8)102号建物小荷物専用昇降機保守点検	仕様書のとおり	セット	1		
2 八尾(8)109号建物エレベーター保守点検	仕様書のとおり	セット	1		
3 八尾(8)125号建物エレベーター保守点検	仕様書のとおり	セット	1		
4	以下余白				
5					
6					
7					
8					
9					
10					
納入場所 (履行場所)	陸上自衛隊八尾駐屯地		納期 (履行期限)		8.4.1~9.3.31
契約保証金	(免除)		入札(見積)書 有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年3月23日

分任契約担当官陸上自衛隊八尾駐屯地
第398会計隊八尾派遣隊長 中内 優樹 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者氏名
担当者連絡先

※押印は担当者名とその連絡先で代えることができます

市場価格調査書

件名リスト一連番号	2 (8.3.13)
-----------	--------------

(税抜き)

見積金額¥

	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	八尾(8)102号建物小荷物専用昇降機保守点検	仕様書のとおり	セット	1		
2	八尾(8)109号建物エレベーター保守点検	仕様書のとおり	セット	1		
3	八尾(8)125号建物エレベーター保守点検	仕様書のとおり	セット	1		
4		以下余白				
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	納入場所 (履行場所)	陸上自衛隊八尾駐屯地		納期 (履行期限)		8.4.1~9.3.31
	契約保証金	(免除)		入札(見積)書 有効期間		

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊八尾駐屯地
第398会計隊八尾派遣隊長 中内 優樹 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者氏名
担当者連絡先

※押印は担当者名とその連絡先で代えることができます

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

- 1 件名
八尾（８）１０２号建物小荷物専用昇降機保守点検
- 2 場所
大阪府八尾市空港１丁目８１番地 陸上自衛隊八尾駐屯地
- 3 期間
令和８年 ４月 １日 ～ 令和９年 ３月３１日
- 4 役務概要
本役務は、１０２号食厨内に設置されている小荷物搬送専用昇降機の年間保守点検（FM）（毎月１回の点検及び年１回の定期点検）及び故障発生時の軽微な修繕を実施するものである。
- 5 該当設備

概 要	数 量	備 考
日本オーチス・エレベーター インバータ制御歯車式（小荷物専用）	１台	

- 6 一般事項
 - (1) 適用基準
本役務は、仕様書、メーカー仕様、国土交通省監修建築保全業務共通仕様書（最新版）及び関係諸規則に基づき実施すること。
 - (2) 協 議
ア 本役務の実施に際し仕様書に記載なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施するものとする。
イ その他、不明な事項についてはその都度監督官と協議し、指示に従うものとする。
 - (3) 現場管理
ア 本役務は請負者の責任において実施するものとし、役務に際し破損した場合は監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧するものとする。
イ 役務に際し、請負者は役務内容を作業関係者に十分掌握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施するものとする。
ウ 作業中、異常があった際は、速やかに監督官へ報告するものとする。
エ 作業現場の風紀、衛生、盗難予防については、必要な処置を施すと共に請負者の責任において管理するものとする。
 - (4) 電気・水の使用
自衛隊施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。但し、使用する場合はメーター等を設置し部隊側算定に基づき有償とする。
- 7 特記事項
 - (1) 本役務の実施日は、各月の内１日とし、日程等細部については監督官と協議し決定するものとする。
 - (2) 保守点検の内容については、国土交通省監修建築保全業務共通仕様書（最新版）の表 7. 4. 2 及び 7. 4. 4 に基づき保守点検を行う。

(3) 小荷物専用昇降機の下記部品・消耗品について、下記以外の部品等は、全て請負者の負担とする。

表7. 4. 4の項目以外の修理・取替及び交換等、巻上機の一式取替、ギアケース取替、電動機の一式取替、フレーム取替、制御盤等の一式取替、キャビネット取替、意匠部品（かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、敷居、乗場戸、三方枠）の塗装、メッキ直し、清掃又は取替、遮煙構造の部材取替

(4) 上記以外の部品の交換及び天災・不可効力による本体の破損・故障については部隊側の負担とし、請負者は修繕に必要な費用の見積を行う。

(5) 故障発生時の際の出張費及び修理に係る技術料等経費は、請負者の負担とする。

(6) 小荷物専用昇降機の規格については下記のとおり。

項目		規 格 等		
製造所・型式		日本オーチス・エレベータ（株） RL-200SB		
用途		小荷物専用		
積載量	速度	200kg	45m/min	
停止箇所		1階～2階	2停止	
カゴ寸法		間口 1000	奥行 1000	高さ 1200
枠寸法		間口 1050	高さ 1400	枠巾 190
行程	全高さ	4.60m		8.285m
枠扉型式		中央上下引分式（手動式）		
ロープ		8φ 2本	1:1	
レール		L=30×50×6型		
操作方式		押ボタン自動方式		
電源		3φ 200V 60Hz		
巻上機		1.5kw		
運転方式		相互階制御方式		
制御方式		インバーター速度制御方式		
信号装置		相互式インターホン		

8 提出書類

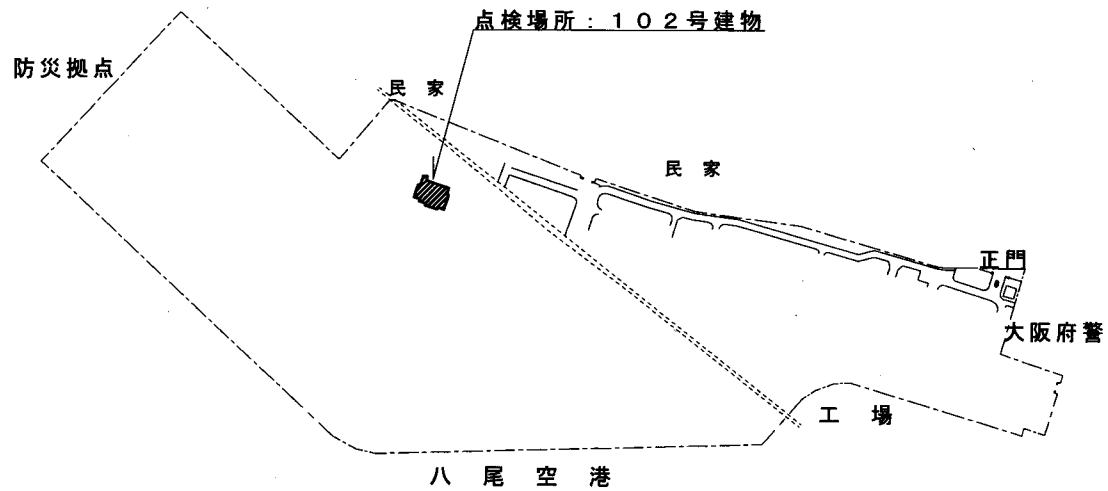
- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 工程表 | 1部（各月ごと） |
| (2) 着手届 | 1部（契約後、速やかに） |
| (3) 完了届 | 1部（契約後、速やかに） |
| (4) 現場代理人通知書 | 1部（契約後、速やかに） |
| (5) 作業写真 | 1部（各月の点検終了後、速やかに） |
| (6) 保守点検作業報告書 | 1部（各月の点検終了後、速やかに） |
| (7) その他、指示された書類 | 必要部数（その都度） |

9 完了検査

本役務完了後、本仕様書に基づき検査官が検査を実施し、合格をもって完了とする。



案内図



配置図

件名	八尾(8)102号建物小荷物専用昇降機保守点検	仕様書番号	3 / 3
仕様書名称	案内図・配置図	縮尺	-
陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊管理科			

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

- 1 件 名
八尾（８）１０９号建物エレベーター保守点検
- 2 場 所
大阪府八尾市空港１丁目８１番地 陸上自衛隊八尾駐屯地
- 3 期間等
令和 ８年 ４月 １日 ～ 令和 ９年 ３月３１日

- 4 役務概要
本役務は、１０９号隊舎内に設置されている乗用昇降機の年間保守点検（FM）（毎月１回の点検及び年１回の定期点検）及び故障発生時の軽微な修繕を実施するものである。

- 5 該当設備

概 要	数 量	備 考
シンドラエレベーター P-11-C060	1台	

- 6 一般事項

- (1) 適用基準

本役務は、仕様書、メーカー仕様、国土交通省監修建築保全業務共通仕様書（最新版）及び関係諸規則に基づき実施すること。

- (2) 協 議

ア 本役務の実施に際し仕様書に記載なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施するものとする。

イ その他、不明な事項についてはその都度監督官と協議し、指示に従うものとする。

- (3) 現場管理

ア 本役務は請負者の責任において実施するものとし、役務に際し破損した場合は監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧するものとする。

イ 役務に際し、請負者は役務内容を作業関係者に十分掌握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施するものとする。

ウ 作業中、異常があった際は、速やかに監督官へ報告するものとする。

エ 作業現場の風紀、衛生、盗難予防については、必要な処置を施すと共に請負者の責任において管理するものとする。

- (4) 電気・水の使用

自衛隊施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。但し、使用する場合はメーター等を設置し部隊側算定に基づき有償とする。

- 7 特記事項

- (1) 本役務の実施は、各月の内１日とし細部については監督官と協議し決定するものとする。

- (2) 保守点検の内容については、国土交通省監修建築保全業務共通仕様書（最新版）の表7. 2. 2及び7. 2. 5に基づき保守点検を行う。

- (3) エレベーターの下記部品・消耗品について、下記以外の部品等は、全て請負者の負担とする。

表7. 2. 2の項目以外の修理・取替及び交換等、巻上機の一式取替、ギアケース取替、電動機の一式取替、フレーム取替、制御盤等の一式取替、キャビネット取替、意匠部品（かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、敷居、乗場戸、三方枠）の塗装、メッキ直し、清掃又は取替、遮煙構造の部材取替

- (4) 上記の他、天災・不可効力による本体の破損・故障については部隊側の負担とし、請負者は修繕に必要な費用の見積を行う。
 (5) 故障発生時の際の出張費及び修理に係る技術料等経費は、請負者の負担とする。
 (6) エレベーターの諸元については下記のとおり。

項目	規 格 等
型式	P-11C060 (乗用)
制御方式	ロープ式 交流インバーター
積載量	定員 11名 積載750kg
定格速度	公称 60m/min
電源	3相 200V 60Hz
電動機	3相 175V 50Hz 5.5kw
巻上機	HG170型 ムシブ 径:P. C. D:510 φ
運転方式	方向性乗合全自動方式
昇降行程	17.00
昇降路全高	23.05
停止箇所	1, 2, 3, 4, 5, 6階 計6箇所
かご大きさ(内法)	(間口)1, 400mm (奥行)1, 350mm (高さ)2, 300mm
有効出入口	(間口)800mm (高さ)2, 100mm
表示装置	デジタル式インジケータ
連絡装置	インターホン
出入口扉	2枚戸 2枚 中央開き(電動開閉式)
かご扉	2枚戸 2枚 中央開き(電動開閉式)
ワイヤーロープ	径12mm×5本 ローピング1:1
レール	かご側:13kg/m 重り側:8kg/m
安全装置	次第利き非常止め式
衝撃装置	スプリングバッファ
その他	・地震時・火災時管制運転装置 ・光電装置 ・停電時自動着床運転装置 ・遠隔監視用インターフェース付

8 提出書類

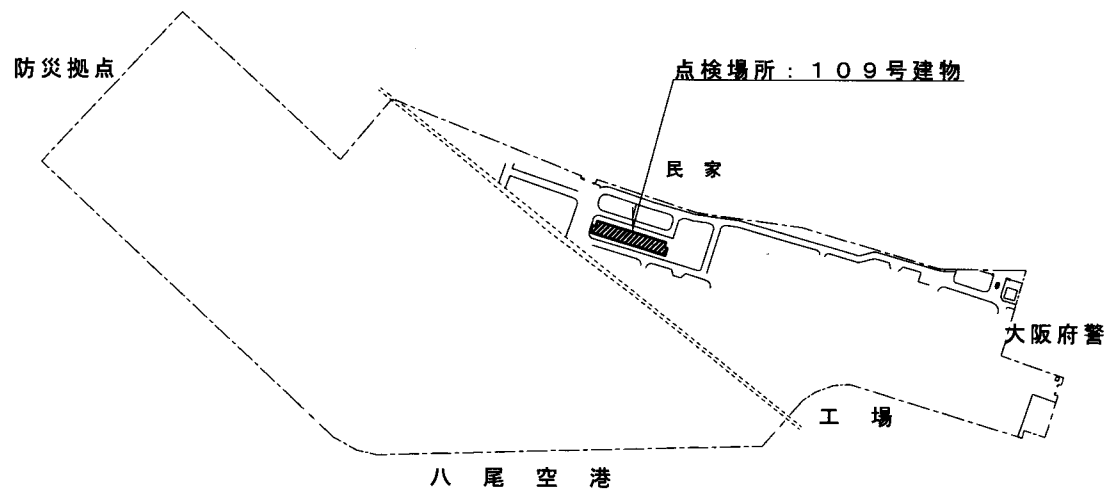
- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 工程表 | 1部 (各月ごと) |
| (2) 着手届 | 1部 (契約後、速やかに) |
| (3) 完了届 | 1部 (契約後、速やかに) |
| (4) 現場代理人通知書 | 1部 (契約後、速やかに) |
| (5) 作業写真 | 1部 (各月の点検終了後、速やかに) |
| (6) 保守点検作業報告書 | 1部 (各月の点検終了後、速やかに) |
| (7) その他、指示された書類 | 必要部数 (その都度) |

9 完了検査

本役務完了後、本仕様書に基づき検査官が検査を実施し、合格をもって完了とする。



案内図



配置図

件名	八尾(8)109号建物エレベーター保守点検	仕様書番号	3 / 3
仕様書名称	案内図・配置図	縮尺	-
陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊管理科			

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

1 件 名

八尾（8）125号建物エレベーター保守点検

2 場 所

大阪府八尾市空港1丁目81番地 陸上自衛隊八尾駐屯地

3 期間等

令和 8年 4月 1日 ～ 令和 9年 3月 31日

4 役務概要

本役務は、125号格納庫内に設置されている乗用昇降機の年間保守点検（FM）（毎月1回の点検及び年1回の定期点検）及び故障発生時の軽微な修繕を実施するものである。

5 該当設備

概 要	数 量	備 考
タイコ DR(M)-F(UA)-1000-3S-45-3(3)	1台	

6 一般事項

(1) 適用基準

本役務は、仕様書、メーカー仕様、国土交通省監修建築保全業務共通仕様書（最新版）及び関係諸規則に基づき実施すること。

(2) 協 議

ア 本役務の実施に際し仕様書に記載なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施するものとする。

イ その他、不明な事項についてはその都度監督官と協議し、指示に従うものとする。

(3) 現場管理

ア 本役務は請負者の責任において実施するものとし、役務に際し破損した場合は監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧するものとする。

イ 役務に際し、請負者は役務内容を作業関係者に十分掌握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施するものとする。

ウ 作業中、異常があった際は、速やかに監督官へ報告するものとする。

エ 作業現場の風紀、衛生、盗難予防については、必要な処置を施すと共に請負者の責任において管理するものとする。

(4) 電気・水の使用

自衛隊施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。但し、使用する場合はメーター等を設置し部隊側算定に基づき有償とする。

7 特記事項

(1) 本役務の実施は、各月の内1日とし細部については監督官と協議し決定するものとする。

(2) 保守点検の内容については、国土交通省監修建築保全業務共通仕様書（最新版）の表7. 2. 2及び7. 2. 7に基づき保守点検を行う。

- (3) エレベーターの下記部品・消耗品について、下記以外の部品等は、全て請負者の負担とする。

表7. 2. 2の項目以外の修理・取替及び交換等、巻上機の一式取替、ギアケース取替、電動機の一式取替、フレーム取替、制御盤等の一式取替、キャビネット取替、意匠部品（かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、敷居、乗場戸、三方枠）の塗装、メッキ直し、清掃又は取替、遮煙構造の部材取替

- (4) 上記の他、天災・不可効力による本体の破損・故障については部隊側の負担とし、請負者は修繕に必要な費用の見積を行う。
 (5) 故障発生時の際の出張費及び修理に係る技術料等経費は、請負者の負担とする。
 (6) エレベーターの諸元については下記のとおり。

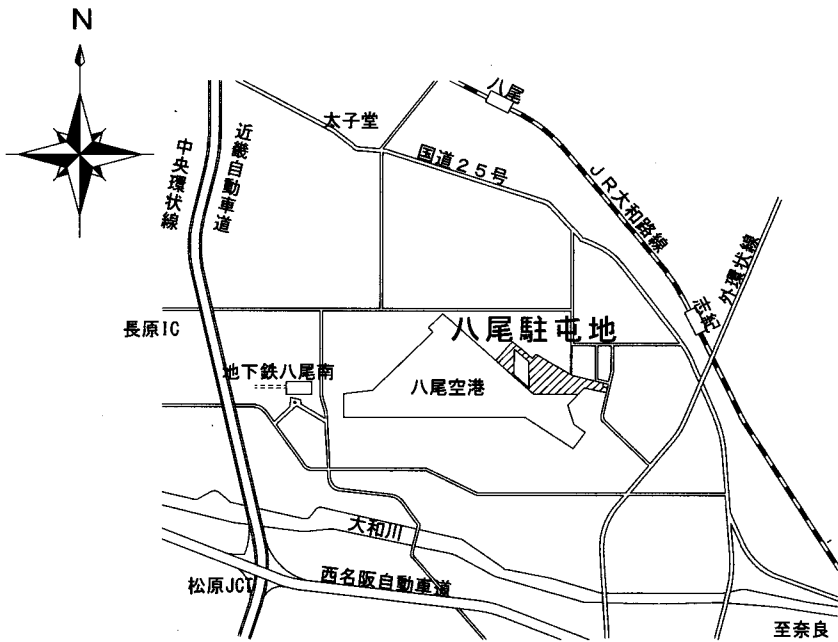
項目	規格等	
型式	DR(M)-F(UA)-1000-3S-45-3(3) 荷物用機械室レス	
積載量	定員 1名	積載 1,000kg
定格速度	45m/min	
電動機	7.5kw	
運転方式	単式自動方式	
制御方式	交流インバーター制御方式	
停止箇所	1, 2, 3階 計3箇所	
かご大きさ(内法)	(間口)1,650mm (奥行)2,400mm (高さ)2,300mm	
出入口寸法	(間口)1,650mm (高さ)2,100mm	
出入口扉	3枚戸 片開き(電動開閉式)	
かご扉	3枚戸 片開き(電動開閉式)	
昇降行程	9,100mm	
昇降路全高	14,270mm	
安全装置	戸開走行保護装置	リミットスイッチ
	ファイナルリミットスイッチ	速度超過安全スイッチ(調速機)
	非常止め装置	緩衝装置
	インターホン	ピット内安全スイッチ
	かご上安全スイッチ	かご上安全手すり
	手動ブレーキ開放装置	ピット冠水時管制運転装置
	制御盤扉スイッチ及びピット作業台スイッチ	
その他	・地震時管制運転(P波・S波)(リスタート運転付) ・火災時管制運転装置 ・停電時救出運転	

8 提出書類

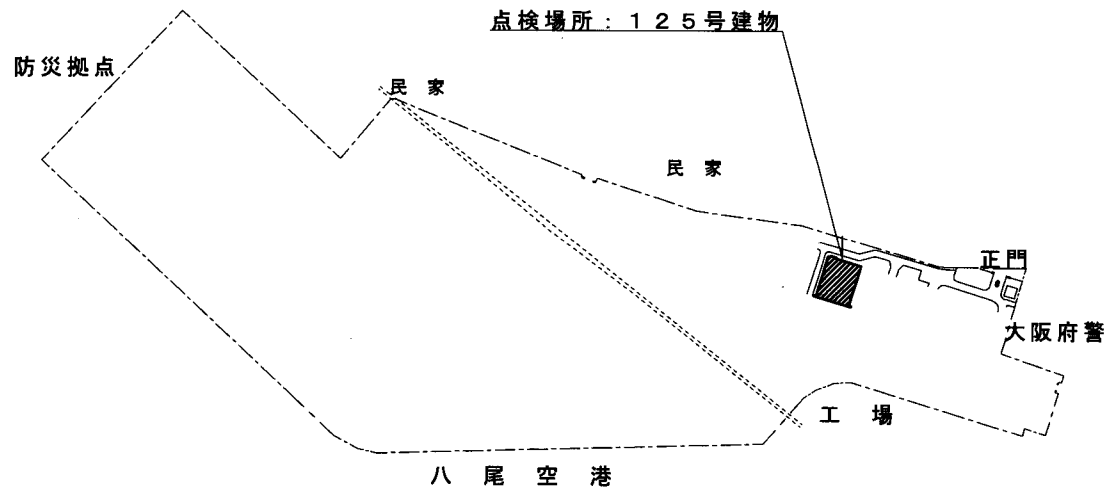
- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 工程表 | 1部 (各月ごと) |
| (2) 着手届 | 1部 (契約後、速やかに) |
| (3) 完了届 | 1部 (契約後、速やかに) |
| (4) 現場代理人通知書 | 1部 (契約後、速やかに) |
| (5) 作業写真 | 1部 (各月の点検終了後、速やかに) |
| (6) 保守点検作業報告書 | 1部 (各月の点検終了後、速やかに) |
| (7) その他、指示された書類 | 必要部数 (その都度) |

9 完了検査

本役務完了後、本仕様書に基づき検査官が検査を実施し、合格をもって完了とする。



案内図



配置図

件名	八尾(8)125号建物エレベーター保守点検	仕様書番号	3 / 3
仕様書名称	案内図・配置図	縮尺	-
陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊管理科			